

**城陽市避難所運営マニュアル**  
**(新型コロナウイルス感染拡大防止編)**

令和2年10月  
城 陽 市



# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
1 マニュアルの目的 .....	1
2 マニュアルの基本方針 .....	1
3 マニュアルの構成 .....	2
(1) マニュアルの位置づけ .....	2
(2) 時系列的な構成 .....	2
(3) 用語の定義 .....	2
<b>第2章 実施すべき業務</b> .....	<b>4</b>
0 事前準備 .....	4
(1) 事前学習 .....	4
(2) 物資・資材の準備 .....	6
1 初動期 .....	7
(1) 避難所運営委員会、施設管理者、市担当者の健康チェック .....	7
(2) 物資・資材の確保 .....	7
(3) 避難所の開設準備 .....	7
(4) 症状がある避難者のための個室等の確保 .....	8
(5) 避難スペースの指定 .....	8
(6) 避難所内の感染予防対策の準備状況の確認 .....	9
(7) 避難者の受入・健康チェック .....	9
(8) 症状がある者等が避難してきた場合の対応 .....	10
(9) 避難者の感染予防対策の周知・徹底 .....	11
(10) 避難所内の感染予防対策の実施 .....	11
(11) 自宅療養者等が避難してきた場合 .....	11
2 展開期～安定期 .....	12
(1) 避難所運営委員会、市担当者、施設管理者の健康チェック .....	12
(2) 避難所内の感染予防対策の実施 .....	12
(3) 避難者の状況把握、健康管理の実施 .....	12
(4) 避難者に症状が出た場合の対応 .....	13
(5) 避難スペースの見直し .....	14
(6) ボランティア等の受入れ、対応 .....	14

(7) 災害対策本部事務局への報告 .....	14
(8) 退所者への対応 .....	15
3 撤収期 .....	15
(1) 避難所の閉鎖の準備 .....	15
(2) 避難所の清掃・消毒の実施 .....	16
(3) 施設管理者、市担当者の健康観察 .....	16
(4) 避難者カード、健康チェックシートの管理 .....	16
<b>第3章 具体的な感染症予防対策の方法 .....</b>	<b>17</b>
(1) 避難所での注意事項 .....	17
(2) マスクの着用、咳エチケット等の実施 .....	17
(3) 清掃・消毒の実施 .....	18
(4) 換気の実施 .....	19
(5) 食事・物資の配布 .....	19
(6) ゴミの処分 .....	20
(7) 症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング .....	20
<b>資料・様式 .....</b>	<b>23</b>
資料1 地区連絡所班の参集について .....	25
資料2-1 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例） <避難受付時> .....	26
資料2-2 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例） .....	27
資料2-3 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例） <避難受付以降> .....	28
資料2-4 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例） .....	29
資料2-5 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例） .....	30
資料3-1 知っておくべき5つのポイント .....	31
資料3-2 今のうちに、自宅が安全かどうかを確認しましょう！ .....	32
資料4 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント .....	33
資料5 新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために .....	40
資料6 新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力をお願いします！ .....	43
資料7-1 感染症対策へのご協力をお願いします .....	44
資料7-2 手洗い .....	45



資料 7-3	身の回りを清潔にしましょう	46
資料 7-4	0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	47
資料 7-5	咳エチケット	48
資料 8	新型コロナウイルス接触アプリ、緊急連絡サービスアプリ	49
様式 1-2	避難所感染症対策のチェックリスト	52
様式 3-2	避難者カード	53
様式 4-2	避難者一覧表	54
様式 17-2	「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）	55
様式 18-2	避難所ボランティア受付表	56
様式 18-3	ボランティア活動時の注意事項等	57
様式 19-1	避難者の健康等チェックシート	58
様式 19-2	新型コロナウイルス感染症防止に係る体調チェック表	59
様式 19-3	避難者の健康状況調査シート	60
様式 20-1	避難所状況報告書（初動期用）	61
様式 20-2	避難所状況報告書	63
様式 21	取材に来られた方への注意事項	65
様式 22	健康・保健衛生上の注意事項	66



## 第1章 総則

### 1 マニュアルの目的

令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式を踏まえながら徐々に日常生活が戻りつつあるものの、未だ感染が流行している事例が発生しており、これからも警戒を緩めず新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えることが重要です。

災害時の避難所は、3密（密閉、密集、密接）が生じやすい環境であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配されます。

このマニュアルは、避難所での感染症防止対策を示すとともに、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することにより、新型コロナウイルスの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

新型コロナウイルスの感染を防ぎながら、避難生活を送るためには、避難所を開設する市と避難者が協力しながら、避難生活での混乱などをできるだけ回避することが必要です。

なお、このマニュアルは、新型コロナウイルスの新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直します。

### 2 マニュアルの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- 1) 避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- 2) 避難所では、常時窓を開放するなど換気を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、3密（密閉・密集・密接）を回避します。
- 3) 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- 4) 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- 5) 避難者カードの記入時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、

避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。

6) 避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者カードや避難者の入退出の管理を確実にを行います。

7) 感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないよう配慮します。

8) 日常からの感染拡大防止対策を実施します。

- ・「3つの密」が生じる場所では、感染拡大リスクが高まるため、避難所においても、十分に換気を行い、人と人との間隔をできる限り広く確保できるよう協力すること。
- ・咳エチケット、手洗いなどの基本的な感染対策を行い、感染リスクを抑えること。
- ・厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）や、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」等をスマートフォンにインストールしておくこと。

### 3 マニュアルの構成

#### (1) マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「城陽市避難所運営マニュアル」に付随するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。

よって、このマニュアルを使用する人、または組織は、城陽市避難所運営マニュアルを参考としてください。

#### (2) 時系列的な構成

災害発生直後からの業務の時系列的な構成を重視して記載しています。

#### (3) 用語の定義

##### ① 新型コロナウイルス感染症

2019年12月以降に世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症（COVID-19）をいう。

また、新型コロナウイルス感染症の患者とは、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された者をいう。

② 要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。その他の特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定される。

## 第2章 実施すべき業務

### 0 事前準備

新型コロナウイルスの感染が続いている状況下での避難所の運営は、通常の避難所の感染症予防対策に加えて、更なる対策の強化が必要となります。市、施設管理者、避難所運営委員会（自主防災組織）は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症に関する事前学習や感染予防のための資材を準備しておきましょう。

#### (1) 事前学習

新型コロナウイルスの特徴をはじめ、手袋・マスクの着脱方法、飛沫・接触による感染のリスクをあらかじめ確認しておきましょう。

##### ① 新型コロナウイルス感染症とは

ア 新型コロナウイルスは、ヒトの粘膜を通して感染します。健康な皮膚からウイルスが入り込むことはなく、表面に付着するだけとされています。

イ ウイルスが付着してから72時間くらいは感染する力をもつとされています。

ウ 新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染をします。閉鎖した空間では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

エ 潜伏期間（ウイルスに感染してから症状が出るまでの期間）は、1日～14日間であり、感染してから5日程度で発症することが多いと考えられています。

オ 主な症状は、発熱、呼吸器症状（咳、くしゃみ、喉の痛み、鼻水など）、頭痛、倦怠感などがみられます。また、下痢や嘔吐などの消化器症状、嗅覚や味覚の異常などの症状もみられるとされています。風邪やインフルエンザ等の症状に似ています。

カ 新型コロナウイルスに感染しても約8割の人は軽症で経過し、自然に治る例も多いと報告されています。

キ 高齢者や基礎疾患（心臓・血管疾患、糖尿病、がん、慢性呼吸器疾患など）がある方は重症化しやすいと考えられています。

ク 新型コロナウイルスの患者は、発症の2日前から周囲に感染させる可能性があります。患者と1m以内の距離で15分以上の時間の接触があった場合は、感染のリスクが高いとされています。

##### ② 飛沫感染と接触感染

ア 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

#### イ 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

#### ③ 正しい手洗いの方法（資料7-2「手洗い」参照）

手洗いは、液体せっけんを使うことでコロナウイルスの膜を壊すことができ、また、流水により手に付着したウイルスを洗い流すことができることから、感染の予防に有効です。汚れが残りやすい指先や指の間、手首、手のしわ等は、特に念入りに洗うことが重要です。

流水と液体せっけんでの手洗いができないときは、手指消毒用アルコールも有効です。

手洗いは、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。第3章の1及び資料7-2、資料7-3を参考に、正しい手洗いの方法を知っておきましょう。

#### ④ 咳エチケットの徹底（資料7-5「咳エチケット」参照）

「咳エチケット」とは、新型コロナウイルス等の感染症を他の人に感染させないように、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチを使って、口や鼻をおさえることです。

咳やくしゃみを手でおさえたり、何もせずに咳やくしゃみをしたりするのはやめましょう。とつさの時には、服の袖口などで口や鼻をおさえましょう。

咳エチケットも、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。資料5「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」、資料7-5「咳エチケット」を参考に、咳エチケットと正しいマスクの使用方法を知っておきましょう。

#### ⑤ 清掃・消毒の方法（資料5参照）

避難所での感染拡大防止のため、新型コロナウイルス等の感染症の感染源を断つことを目的に、清掃や消毒を徹底して行いましょう。

清掃や消毒は、こまめに行うこと、消毒の場所に合った消毒液を使用すること、清掃や消毒をする人が感染しないよう対策を行うことが必要です。

避難所内の清掃や消毒による環境整備も、重要な予防策の1つです。資料5を参考に、清掃・消毒の方法、注意事項などを知っておきましょう。

#### 《主な消毒薬の例》

- ・手指の消毒には消毒用アルコール（濃度70%以上）が適しています。
- ・身の周りの物の表面やよく触る場所などの消毒には、希釈した塩素系漂白

剤（次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約5～6％）でふき取ることが有効です。（次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例としては、ハイター、ブリーチ、ピューラックス等があります）

## （2）物資・資材の準備

避難所の物資・資材には、数に限りがあります。市、施設管理者、避難所運営委員会（自主防災組織）は、使用する物資・資材を、あらかじめ各々で準備をしておきます。

### 《物資・資材の例》

用途	物資・資材名	備考
基本的な感染症対策用	マスク	避難所では常時着用
	アルコール消毒液	手指消毒用
	次亜塩素酸ナトリウム液	身の回りの物の消毒用 液を入れる容器も必要
	防菌シート	清掃・手拭き用 入手できない場合、ペーパータオル・キッチンペーパーに消毒液を浸した物で代用
	液体ハンドソープ・ペーパータオル	流水での手洗い用 固形石けんの使用、布タオルの共用は厳禁
	ゴミ袋	大・中・小の種類を多量に準備 避難者が共同のゴミ袋を常に使用することを避ける
避難者の健康管理用	赤外線体温計／電子体温計	電子体温計は必ずアルコール消毒して使用
避難所運営者の防護用	使い捨て手袋	多くの方が触れる場所での作業時（清掃・消毒、物資・食事の配布等）に着用。 一連の作業が終了するごと、作業場所が変わるごとに交換するほか、汚染・破損した場合も交換
	マスク	
	長袖ガウン／ビニールエプロン	入手できない場合、ビニールのレインコート等を代用
	フェイスシールド	症状がある避難者との接触時等に手袋・マスク・長袖ガウンとセットで着用 入手できない場合、ゴーグル・だてメガネ等で代用



## 1 初動期

### (1) 避難所運営委員会、施設管理者、市担当者の健康チェック

避難所運営委員会（自主防災組織）、施設管理者、市担当者が感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。必ず参集前に体温測定を行い、以下に該当する場合は、人員を交代し、代替りの人に業務をお願いします。

- ・発熱がある、又は微熱が続く場合
- ・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある場合
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある場合
- ・直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した場合
- ・直近、2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある場合

### (2) 物資・資材の確保

避難所で使用する物資・資材を避難所で確保します。

※ 物資・資材の一部を事前に配置していますが、数に限りがあります。

※ 市でも、避難する際は、マスク、手洗い用洗剤、タオル、手指消毒用アルコール等の持参を住民の皆さんに呼びかけています。

### (3) 避難所の開設準備

避難者を受け入れる前に、次の事項について、避難所運営委員会（自主防災組織）、市、施設管理者で取り決めをしておきましょう。

また、従前の避難所開設に加えて、より重点的に感染症対策を実施する必要があることを、避難所運営委員会（自主防災組織）、市、施設管理者で共有します。

- ① 症状がある避難者のための個室などの確保
- ② 避難者の避難スペースの指定
- ③ 避難所の感染予防対策の準備状況の確認
- ④ 避難者の受入・健康チェックの方法
- ⑤ 避難者への感染症予防対策実施の周知・徹底

#### (4) 症状がある避難者のための個室等の確保

##### ① 症状がある避難者のための個室の確保

- ア 咳や発熱、下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定します。
- イ 症状がある避難者は、原則、個室から出ないこととします。
- ウ 症状がある避難者のための個室は、世帯単位で使用しますが、その場合、症状がない家族も、原則、個室から出ないこととします。
- エ 個室の確保が難しければ、自立型テントや車中泊等の個室に準じたスペースを確保に努めます。
- オ やむを得ず体育館や広い会議室などに症状がある避難者が滞在する場合は、パーティションなどの間仕切りを使用して独立した避難スペースを設けます。
- カ パーティションなどが準備できない場合は、プラスチック素材（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすなどの工夫をします。
- キ 定期的な換気のため、窓が、最低一箇所以上ある空間を確保します。
- ク 症状がある避難者が滞在する場所や専用で使用する場所などをゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。
- ケ 飛沫予防策・接触予防策を徹底します。

##### ② 症状がある避難者の専用のトイレなどの確保

- ア 症状がある避難者専用のトイレやシャワーなどを確保します。
- イ 専用の水洗トイレや仮設トイレの確保ができない場合は、簡易トイレなどの使用を検討します。
- ウ やむを得ず、他の避難者とトイレを共有する場合には、時間を決めて使用するほか、症状がある避難者が使用する場合には、他の避難者の利用を一時的に制限し、使用後は必ず消毒します。

#### (5) 避難スペースの指定

##### ① 避難者の避難スペースの指定

- ア 各世帯の避難スペースを十分に確保し、世帯ごとに2 m以上の間隔を開けます。
- イ パーティション（間仕切り、可能であればプラスチック等の拭ける素材）を追加で活用します。
- ウ 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用します。
- エ 避難者の動線があまり交差しないようにします。
- オ 高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ方には、他の避難者への理解を求め、衛生資材等が十分にある、より広い空間や別室を提供します。
- カ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。

② 開放する部屋の順序

- ア 3密（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておきます。
- イ 従来から使用している避難スペースは、健康チェックで問題がない避難者が使用します。
- ウ 避難所内で確保できる個室の利用は、要配慮者や症状がある避難者を優先的に使用する旨を他の避難者に理解を求めます。

(6) 避難所内の感染予防対策の準備状況の確認

様式1-2「避難所感染症対策のチェックリスト」を参考に、避難者の受入前に、避難所の感染症予防対策の実施状況を確認します。

感染症予防対策が十分に実施できない場合は、災害対策本部事務局に連絡をし、現状で可能な最大限の感染症予防対策を実施します。

(7) 避難者の受入・健康チェック

① 避難者の受入の準備

- ア 避難所の3密（密閉・密集・密接）を防ぐため、不要な避難は避け、自宅で安全を確保できる場合や、避難所以外の安全な場所への避難に協力を求める掲示を行います。
- イ 避難所の出入りする人を確実に把握するため、避難所の入口を1箇所限定します。
- ウ 避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入り口の最も外側に設置する等の配慮をします。
- エ 受付を待つ列を作る場合には、2m間隔をあげ、世帯等の代表者のみが並ぶようにします。

② 避難者カードの記入、健康チェックの実施

- ア 避難者は、体温測定をした上で、様式3-2「避難者カード」と、様式19-1「避難者の健康等チェックシート」に記入してもらいます。
- イ 世帯などの代表者が「避難者カード」と「避難者の健康等チェックシート」を受付で記入します。
- ウ 避難者の体温測定は、「避難者カード」の記載の前に行くか、列に並んでいる間に行くなどの工夫を行い、体温測定の場所が3密にならないようにします。

③ 「避難者カード」と「避難者の健康等チェックシート」の確認

- ア 市担当者等が「避難者カード」と「避難者の健康等チェックシート」の記入の確認を行い、記入内容を基に、避難世帯の滞在区画の決定を行います。

- イ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき、該当する症状などがない世帯などは、一般の避難スペースに案内します。
- ウ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき症状がある避難者やその世帯の方は、1（8）に沿って対応します。
- エ 避難所で感染症が発生した場合に、濃厚接触者を確実に把握できるように、「避難者カード」には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの割り振りを記入します。
- オ 「避難者カード」、「避難者の健康等チェックシート」は、個人情報が含まれますので、紛失・盗難などが起こらないよう市担当者等が管理を徹底します。

④ 災害対策本部事務局への報告

市担当者等が様式4-2「避難者一覧表」、様式20-1「避難所状況報告書（初動期用）」、様式19-3「避難者の健康状況調査シート」を作成し、災害対策本部事務局に報告します。

（8）症状がある者等が避難してきた場合の対応

避難者カードを記入し、健康チェックを行った際に、感染症を疑う発熱や咳などの症状があることが判明した場合は、避難者に医療機関の受診を勧めます。

医療機関を受診しない場合や、災害の状況により医療機関に行けない場合は、以下のように対応をし、避難所で受け入れます。

① 避難所以外に安全に過ごせる場所がないかを確認します

- ア 水害等で自宅での垂直避難が可能な場合や地震による建物の倒壊の恐れがない場合は、自宅の中で安全な場所
- イ 親戚や友人、知人の家や建物等で、安全に過ごせる場所

② 避難所内の個室又は個室に準じた場所に滞在するように求めます

- ア 原則、避難所内の個室に滞在してもらうように協力を求めます。
- イ 個室は、原則として症状がある避難者を含む世帯単位で使用しますが、状況に応じて症状がある避難者のみが使用することも可能とします。
- ウ 個室が確保できない場合は、個室に準じた場所（テント、車中等）や避難所内の隔離スペースへの滞在を求めます。

③ 避難所に滞在する際の注意事項について以下の内容を説明します

- ア 常時、マスクを着用してください。
- イ 避難所では、原則、個室に滞在します。個室又は隔離スペースから出るのは、必要最低限にとどめてください。
- ウ 居室の清掃、消毒は、避難者自身が実施してください。

エ トイレ等を使用した後は、必ず消毒を実施してください。

④ 症状がある避難者等の体調管理の実施

ア 症状がある避難者及びその世帯は、体調の自己管理を行ないます。

イ 市担当者は、定期的に症状がある避難者等の健康チェックを行います。

ウ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、市担当者に早めに申し出るよう促します。

エ 症状がある避難者等への食事や物資の配布は、原則、市担当者が行います。

(9) 避難者の感染予防対策の周知・徹底

① 避難者の受入時には、避難所で避難者が注意すべきことを、資料6「新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力をお願いします！」等を活用し、説明を行います。

② 避難者の感染予防対策の実施に関するポスターなどを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。

③ 避難者に周知・徹底する感染予防対策は以下のとおりです。

ア 避難所では、必ずマスクを着けましょう。

イ 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。

ウ こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。

エ 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。

オ 体調がすぐれない方は、市担当者に申し出てください。

カ 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。

(10) 避難所内の感染予防対策の実施

避難所開設中は以下の感染予防対策を実施します。

ア こまめな手洗い、咳エチケットの徹底

イ 避難所でのマスクの着用

ウ 避難スペースの清掃・消毒の実施

エ 共有スペース（トイレや手洗い場等）やよく触れる場所の清掃・消毒への協力

(11) 自宅療養者等が避難してきた場合

自宅療養者は一般の避難所に避難しないよう、また、濃厚接触者と自宅待機を求められている者は、どこに避難したらよいかを確認するよう事前に呼びかけを行っていますが、緊急を要する場合等、避難してくる場合があります。

自宅療養者が避難してきた場合には、該当者に避難所等の施設の屋外で、他の避難者との接触がない場所で一時的に待機してもらい、災害対策本部事務局に連絡をして指示を受けてください。

濃厚接触者と自宅待機を求められている者については、可能であれば、あらかじめ避難所に専用スペースを設け、そちらへ案内してください。専用スペースがない場合は、自宅療養者と同様、他の避難者との接触がない場所で位置的に待機してもらい、災害対策本部事務局に連絡をして指示を受けてください。

なお、自宅療養者等へは、一般の避難所へ避難した場合、必ず受付でその旨を伝えるよう、事前に呼びかけています。

① 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認した上で自宅療養とする。

② 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

③ 自宅待機を求められている者とは

濃厚接触者ではないが、新型コロナウイルス感染症と診断された患者等との接触があり、保健所から自宅待機を求められている者。

## 2 展開期～安定期

### (1) 避難所運営委員会、市担当者、施設管理者の健康チェック

① 避難所に従事している場合は、朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行います。

② 体調不良の場合は、人員を交替し、代わりの人に業務をお願いします。

### (2) 避難所内の感染予防対策の実施

避難所開設中は、1 (10) を参考に、感染予防対策を継続して行います。

### (3) 避難者の状況把握、健康管理の実施

① 避難所に滞在している避難者の健康チェック

様式4-2「避難者一覧表」などにに基づき避難者全員に、1日2回（朝・夕）の体温測定及び、様式19-1「避難者の健康等チェックシート」の記入を求めます。

症状がある避難者等が発生した場合には、2（4）に沿った対応を行います。

② 「避難者カード」等の管理

ア 様式3-2「避難者カード」や様式4-2「避難者一覧表」に変更があった場合の修正や、日々の「避難者の健康等チェックシート」は、避難所運営委員会で管理を行います。

イ 「避難者カード」及び「避難者一覧表」と実際に避難している人数が一致するよう管理を行います。

(4) 避難者に症状が出た場合の対応

感染症を疑う何らかの症状がある避難者には、医療機関の受診を勧めます。避難者が軽症と考えられる、又は災害により医療機関に行けない状況等から、引き続き避難所で受け入れる場合には、1（8）に沿った対応を行います。

また、軽症又は重症にかかわらず、感染症を疑う何らかの症状があり、医療機関を受診する場合には、以下のとおり対応を行います。

① 避難所滞在中に症状が悪化した場合の対応

ア 症状が悪化した場合には、施設管理者や市担当者に申し出ます。

イ 命に関わるような緊急を要する症状がある場合には、災害対策本部事務局を通じて、救急搬送を要請します。

《緊急性の高い症状》 ※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔色が明らかに悪い（※）</li> <li>・唇が紫色になっている</li> <li>・いつもと違う、様子がおかしい（※）</li> </ul>
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・息が荒くなった（呼吸数が多くなった）</li> <li>・急に息苦しくなった</li> <li>・日常生活の中で少し動くと息があがる</li> <li>・胸の痛みがある</li> <li>・横になれない・座らないと息ができない</li> <li>・肩で息をしている・ゼーゼーしている</li> </ul>
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼんやりしている（反応が弱い）（※）</li> <li>・もうろうとしている（返事がない）（※）</li> <li>・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする</li> </ul>

② 医療機関を受診する場合

ア 感染症を疑う何らかの症状があり、避難所に滞在していた者が医療機関を

受診する場合は、市担当者を通じて災害対策本部事務局に連絡します。

イ 該当する避難者が滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を徹底するほか、災害対策本部事務局の指示に従い対応します。

ウ 避難者などが医療機関を受診した結果は、避難者から市担当者に報告をし、市担当者を通じて災害対策本部事務局に連絡します。

- ③ 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合  
避難者から、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断されたと報告を受けた場合は、災害対策本部事務局に直ちに報告し、指示に従います。

#### (5) 避難スペースの見直し

- ① 3密（密閉・密集・密接）を避けるため、世帯ごとの避難スペースが十分確保できるよう避難人数の増減に応じて避難スペースの見直しを行います。
- ② 可能な限り多くの避難スペースや個室を確保できるよう施設管理者に協力を求めます。
- ③ 症状がある避難者と他の避難者が接触する機会を限りなく減らす工夫をします。

#### (6) ボランティア等の受入れ、対応

- ① 避難所外からの感染症の持ち込みによる避難所での感染症の発生を防ぐため、避難者以外の人への出入りは最小限にとどめる必要があります。
- ② 報道機関などの避難者と直接関係がない者等の避難所への出入りは、感染症拡大防止の視点から原則お断りをするを出入り口等に明記します。
- ③ ボランティア等の受入れ時には、体温測定と健康チェックを行い、必要最小限の人数に留めます。
- ④ 避難所内でのボランティア活動は、日替わりのボランティアではなく、一定期間続けて支援を得られる方を優先します。

#### (7) 災害対策本部事務局への報告

- ① 定時の様式4-2「避難者一覧表」、様式20-2「避難所状況報告書」に合わせて、様式19-3「避難者の健康状況調査シート」を作成し、災害対策本部事務局に報告します。



- ② 避難所の感染予防対策のための資機材が不足する場合には、災害対策本部事務局に物資の要請を行います。
- ③ 症状がある避難者が多く発生している場合（中規模・大規模の避難所であれば10名以上、小規模であれば半数以上又は10名以上）は、災害対策本部事務局へ速やかに報告し、支援を求めます。

#### (8) 退所者への対応

- ① 避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、様式3-2「避難者カード」に、退所先、退所後の連絡先を確実に記載します。
- ② 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ③ 健康観察は、様式19-1「避難者の健康等チェックシート」を参考に実施するよう説明します。
- ④ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの医療機関の受診を勧めます。
- ⑤ 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう説明します。

### 3 撤収期

#### (1) 避難所の閉鎖の準備

- ① 避難所生活が長引くことは、感染症を含めた二次的健康被害のリスクが高まるため、ライフラインの復旧状況等をみながら早期の避難所閉鎖を目指します。
- ② 避難者の減少等に伴い、可能な限り個室の使用や世帯当たりの避難スペースを広げる等の三密を避ける取り組みを継続します。
- ③ 災害等により住居を失った避難者などの退所後の生活の場の確保を図るため、災害対策本部事務局と協議調整を図ります。

## (2) 避難所の清掃・消毒の実施

- ① 避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。(避難スペース、共有スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など)
- ② 施設の清掃・消毒は、避難者を中心に関係者が協力して実施します。
- ③ 清掃、消毒の方法は、第3章の(3)を参考にしてください。

## (3) 施設管理者、市担当者の健康観察

- ① 施設管理者、市担当者等は、避難所閉鎖から2週間、朝・夕の2回の体温測定及び自身の健康観察を行う必要があります。
- ② 健康観察は、様式19-1「避難者の健康等チェックシート」を参考に実施します。
- ③ 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- ④ 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ災害対策本部事務局に連絡し、受診後は結果を報告します。

## (4) 避難者カード、健康チェックシートの管理

市担当者は、避難所管理に使用した記録、台帳、様式3-2「避難者カード」、様式4-2「避難者一覧表」、様式19-1「避難者の健康等チェックシート」等を災害対策本部事務局に引き継ぎます。

### 第3章 具体的な感染症予防対策の方法

流水で手洗いをするこゝで、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。また、石けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。

なお、手洗いが困難な場合は、手指消毒用アルコールの使用が効果的です。

#### (1) 避難所での注意事項

- ① 液体石けんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
- ② 固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
- ③ 手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
- ④ 布やタオルの共用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
- ⑤ 液体石けんのボトルは定期的に消毒を行います。
- ⑥ 液体石けんや手指消毒用アルコール、ペーパータオルが不足しないよう定期的に補充します。
- ⑦ 流水で手洗いすることが困難な場合は、ウェットティッシュなどで汚れを拭き、手指消毒用アルコールを使用します。
- ⑧ 避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、手指消毒用アルコールを配置します。
- ⑨ 手洗いの方法や手洗いのタイミングの周知のためのポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場など）に掲示します。

※ 手洗いのタイミング：手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人に触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状がある者の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後 など

#### (2) マスクの着用、咳エチケット等の実施

マスクの着用、咳エチケット等の実施により、感染症に感染している患者の口

や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

また、感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。

#### ① 避難所での注意事項

ア 咳やくしゃみが出るときは、咳エチケットを徹底します。

イ 避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。

ウ 鼻と口を完全に覆うよう、正しいマスクの着用をします。

エ 使い捨てマスクは、原則、繰り返し使用はできません。やむをえず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。

オ 使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。

カ マスクの表面を触ってしまった場合は、手洗いやアルコール等での手指消毒を行います。

キ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。

ク 症状がある避難者が使用したマスクやティッシュは、感染性廃棄物として廃棄します。

### (3) 清掃・消毒の実施

多くの人が利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスを除去します。

#### ① 避難所での注意事項

ア 避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのが良いとされるため、1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。

イ トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人が触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。

ウ 消毒の場所に応じた消毒液を準備して使用します。

エ 各世帯の避難スペースは、各自で清掃・消毒を行います。

オ 通路や出入り口などの共有スペース、トイレや手洗い場の清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。

#### ② 手袋、ガウン等の使用上の注意

ア 手袋、ガウンは原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は適切に消毒を行い、破損が無いことを確認します。

イ 手袋、ガウンを使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが必要です。

ウ ガウンやエプロンが無い場合には、ビニールのレインコート等で代用します。

- エ 使用した手袋やエプロンの表面には、細菌やウイルスに汚染されています。手袋やエプロンを外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
- オ 手袋、マスク、ガウン等の脱衣後はかならず手指消毒か流水で手洗いをを行います。

#### (4) 換気の実施

3密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時空気の入れ替えを行うことが重要です。

##### ① 避難所での注意事項

- ア 窓及び扉を開放し、常時換気を行います。
- イ 扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくします。
- ウ 夏場、冬場など冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも「30分に1回の換気実施」をルールと定め、定期的に換気を行います。
- エ 症状がある避難者専用の個室は、換気できる窓がある部屋を準備します。

#### (5) 食事・物資の配布

食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。

食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

##### ① 避難所での注意事項

- ア 食品等を保管する場所は常に清潔に保ち、保存方法や賞味期限の管理を行います。
- イ 食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
- ウ 配布場所には手指消毒液を設置します。
- エ 食品等は手渡しにせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
- オ 食事や物資の配布時は、グループ毎に配布時間をずらす等、配布場所が密集しないようにします。
- カ 食事や物資の管理や配布担当者は手袋とマスクを着用します。
- キ 食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
- ク 個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。

ケ 食事の際は対面を避け、会話はなるべく控えるようにします。

## (6) ゴミの処分

ゴミは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので適切に管理することが必要です。

### ① 避難所での注意事項

- ア 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
- イ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ウ 紙おむつ等の廃棄のために、蓋つきの専用ごみ箱を設置します。
- エ ごみ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分します。
- オ ごみ収集の際は、必ず手袋、サージカルマスクを着用し、感染予防に十分配慮します。

### ② 感染性廃棄物の取り扱い

- ア 感染性廃棄物を捨てるごみ箱は、足踏み式ゴミ箱・蓋つきの専用のごみ箱にします。
- イ 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性廃棄物専用のゴミ箱に破棄します。
- ウ 感染性廃棄物は居住スペースとは異なる場所で部屋に鍵をかける等して保管します。
- エ 「症状がある避難者が出したごみ（食べ物、体液が付着したもの等）」は、感染性廃棄物としての処分を災害対策本部事務局に要請します。  
※ 感染性廃棄物とは：人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがある廃棄物

## (7) 症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング

避難所内で症状がある避難者が発生した場合には、感染症の拡大防止のため施設内をゾーニングするという考え方があります。

### ① ゾーニングの考え方

一般の避難者が滞在する場所と感染症を疑う避難者が滞在する場所を、グリーンゾーン、イエローゾーン、レッドゾーンの3つに色分けして施設内を区分することをゾーニングと言います。

区分	考え方
グリーンゾーン	清潔区域：感染症を疑う者が利用しない場所

区分	考え方
イエローゾーン	準汚染区域：グリーンゾーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン	汚染区域：感染症を疑う者のみが利用する場所

## ② 避難所での注意事項

- ア 色テープなどを床に貼るなど、ゾーンの区別が目で見えてわかるように表示します。
- イ 建物の2階と3階で分けするなど、わかりやすいゾーニングを行います。
- ウ 症状がある避難者が滞在する個室や専用のトイレなどを確保します。
- エ 専用のトイレが確保できない場合は、簡易トイレの使用を検討します。
- オ トイレ等をやむを得ず共有する場合は、一時的に他の避難者の出入りを制限するなど対応を行い、使用後は必ず消毒を行います。
- カ 症状がある避難者は、常時マスクを着用しレッドゾーンからは出ないこととします。
- キ レッドゾーンに立ち入る市担当者等は最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウンを着用し感染予防を徹底します。
- ク レッドゾーンに立ち入った市担当者がマスク、手袋、ガウンを脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行います。
- ケ レッドゾーンには専用のスリッパを設置します。
- コ レッドゾーンで出たごみは、感染性廃棄物として処理をします。
- サ ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう避難者に理解を求めるよう努めます。





## 資料・様式



## 地区連絡所班の参集について

危機・防災対策課

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、避難所予防対策を強化しています。ご協力お願いいたします。

### 注意事項

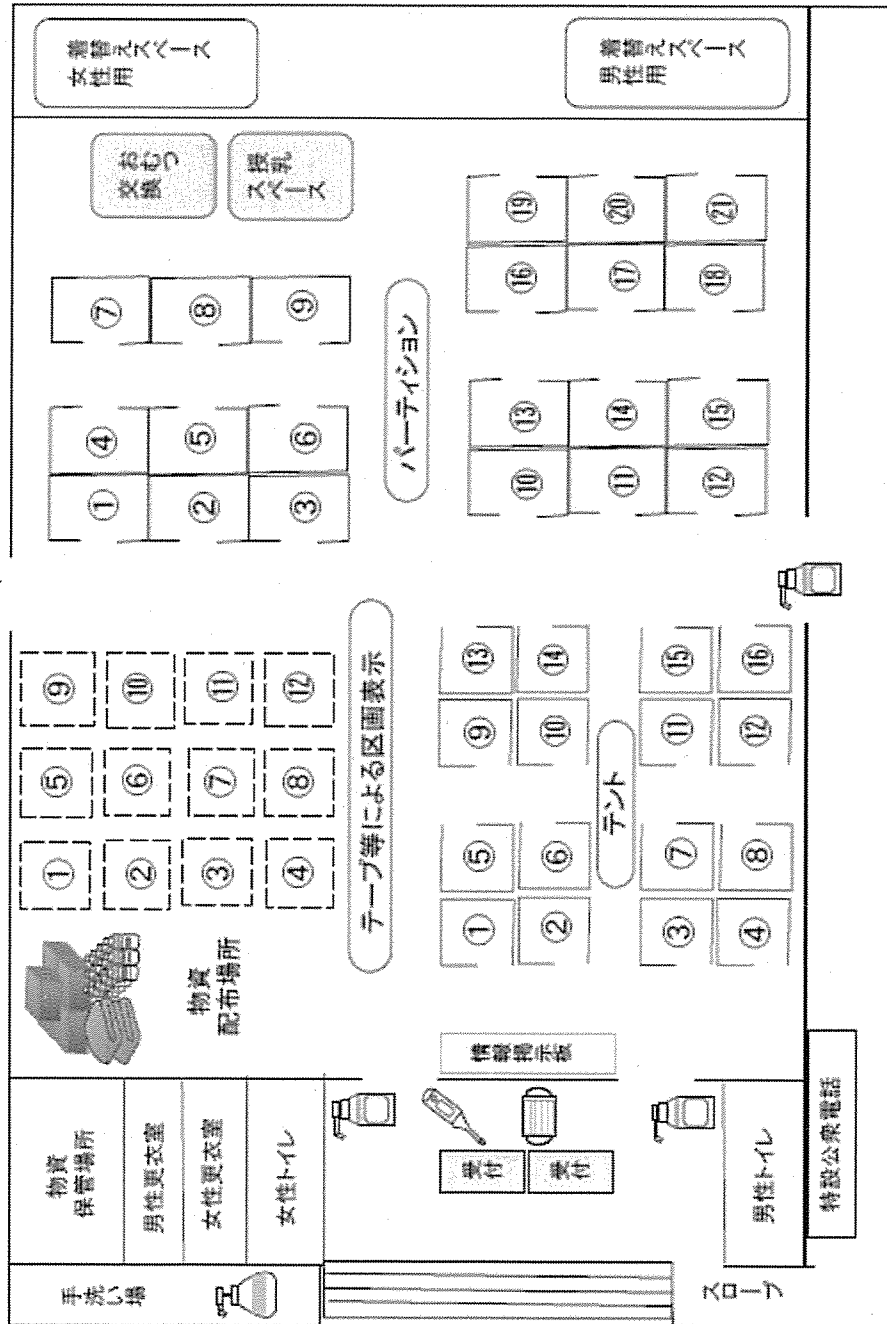
- 1 参集前に必ず体温を測定してください。  
※ 体温測定は、自宅又執務室で各自が行ってください。
- 2 入退所時には、必ず手指消毒を行ってください。
- 3 避難所では、必ずマスクを着用してください。
- 4 各自、手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- 5 以下に該当する人は、地区内又は班内（これらにより難しい場合は各部局内）で、要員を交代し参集してください。
  - (1) 発熱がある方、微熱が続いている人
  - (2) 咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある人
  - (3) 頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある人
  - (4) 直近、2週間以内に体調不良等で病院を受診した人
  - (5) 直近、2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある人



# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

R2. 6. 10  
第2版

● テーブル等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

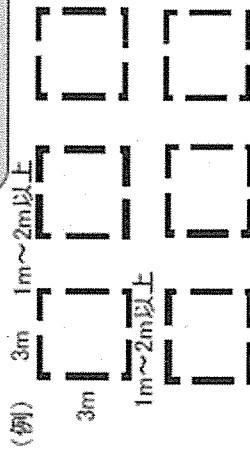




## 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

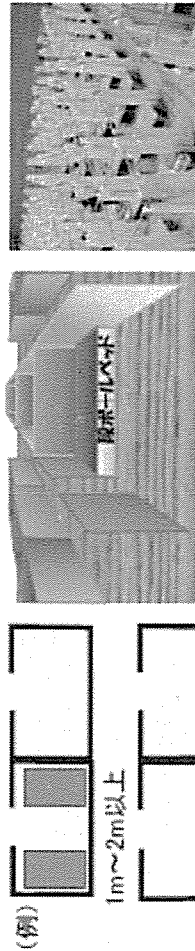
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。  
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

### テーブル等による区画表示

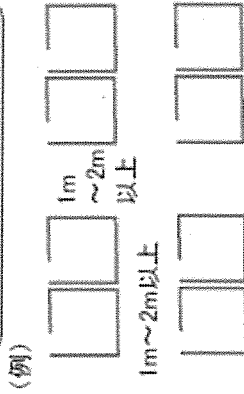


### パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも階位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



### テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

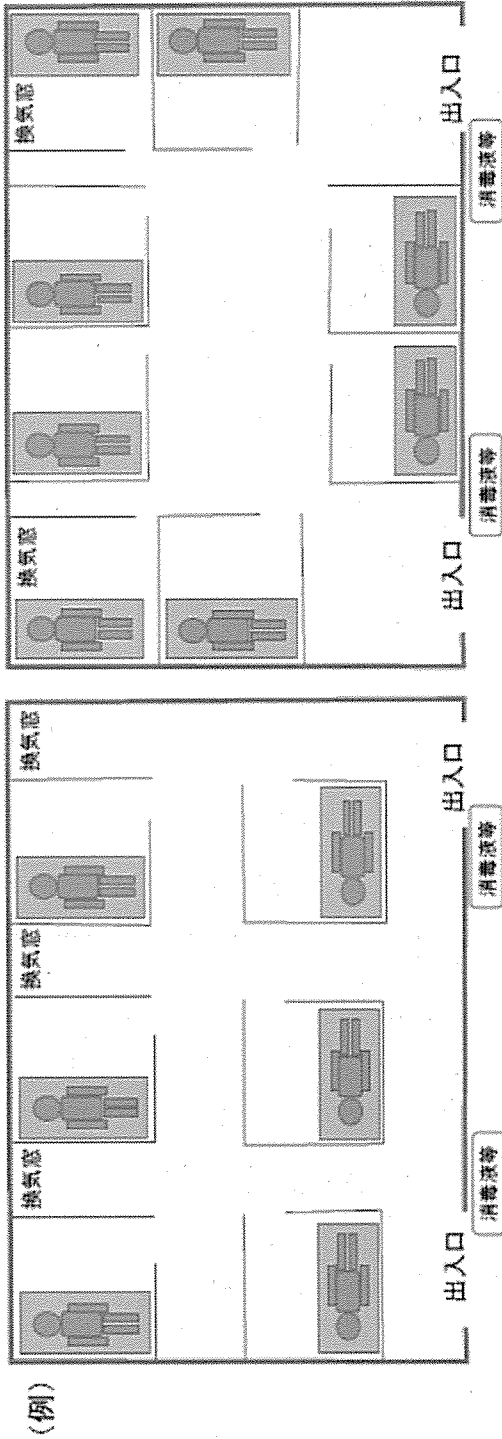
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切ることとする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場所がある。  
 ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
 (例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある着用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。  
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。



「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則です。**

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。  
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が  
変更・増設されている可能性があります。  
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。  
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



# 今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう!



ハザードマップ

検索

## 避難行動判定フロー

**スタート!** あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、**原則として\***、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

## 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント

参考：新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（内閣府防災担当）

### 1 避難所の開設

#### (1) 避難所のレイアウト

- ① できるかぎり密になりにくい場所に避難所入口や受付を設置します。
- ② 共同空間には、受付、掲示板、電話やパソコン設置スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場、シャワーなどがあり、それぞれ、密にならないよう、生活ルールの策定などの工夫が必要です。
- ③ 食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、できるかぎり占有スペース内にて食事が望ましく、設置を推奨しませんが、設置をする場合は、順番制にする、向かい合わせの椅子の配置を避ける、消毒を徹底するなど、感染症対策のための運用ルールを作成します。
- ④ 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにします。可能であれば出口と入口を分けることが望ましいです。
- ⑤ 要配慮者の方が生活することも想定されます。車いすの方が避難されることもあるでしょう。乳児を抱えたお母様も避難されることもあります。障害特性や要配慮者のニーズに応じた配置、授乳室や女性だけのスペースの確保など、工夫が必要です。
- ⑥ 発熱や咳などのある方や濃厚接触者は、一般避難者の占有スペースとは別の棟・階などにある部屋へ案内します。換気ができる部屋であることが必須条件です。
- ⑦ 各個人について可能な限り個室にすることが望ましいのですが、難しい場合でも、パーティションで区切るなどの工夫をして、それぞれ専用のスペースを確保してください。
- ⑧ 濃厚接触者のゾーンと発熱者などのゾーンは分けてください。
- ⑨ パーティションと段ボールベッドなどの簡易ベッドを設置します。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましいです。
- ⑩ 専用スペースにいる避難者の見守り、食事や物資の提供などを行うための専任スタッフを配置します。ここでも、区画に番号をふるとその後の避難所管理が容易となります。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨します。
- ⑪ 避難者が受付又は一般避難者スペースから発熱者などのゾーンや濃厚接触者のゾーンへ移動する際には、それぞれ独立した動線を確認し、発熱者等専用通路・階段、濃厚接触者用専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましいです。
- ⑫ 別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行います。ただし、健康な方との兼用は避けてください。

## (2) 備蓄物資の確認

- ① 災害後に即座に物資を調達することは困難です。
- ② 避難所における衛生環境対策として、マスクなどの個人防護具、体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッドなど、必要な物資を平時から確保し、備蓄することがきわめて重要です。
- ③ 物資の備蓄状況については、「物資調達輸送調整等支援システム」へ常に最新情報を入力してください。
- ④ 避難所開設時には、備蓄されている物資を確認し、不足する物資があれば、災害対策本部へ要請します。

## (3) 個人用防護具の準備

- ① 感染症対策として、避難所運営スタッフの個人用防護具、通称PPEが重要です。
- ② 着脱手順を確認するとともに、使い捨てでないものは、洗浄および消毒手順を確認します。
- ③ 手袋・マスクについては、被災者はもちろんのこと、運営スタッフ自身の感染をも防ぐため、正しい着脱方法について習熟することが必要です。手袋などを脱ぐときのポイントは、外気に触れた面を素手で触らないことです。この原則を頭において、着脱することが重要でとなります。

## 2 避難者の受付

### (1) 受付のレイアウト

- ① 受付時に避難者の体温や体調の確認、要配慮者の確認などを行い、避難者カードを書いてもらいます。
- ② 受付にはクリアフェンスと消毒液を設置します。
- ③ 全体として、避難者が受付に滞留し密にならないよう、受付フローとレイアウトを工夫します。たとえば、手指の消毒、検温、問診票の提出、避難者カードの提出、避難スペースへ誘導といった動線を準備します。
- ④ 発熱や咳などの症状のある方や濃厚接触者を早期に把握するため、先に健康チェックをしてから避難者カードの受付へ進むような流れにすることが望ましいです。スペースに余裕があれば、濃厚接触者や発熱者などについては、一般の受付とは別の受付を用意することを推奨します。
- ⑤ 検温や健康チェックなど、受付時にスタッフがしなければならないことが従来よりもかなり多くなるとともに、混みあった状態の発生を抑止する必要があるため、受付体制の強化が必要となります。訓練などにより、業務フローやスタッフの必要人数の確認をしっかりと行っておくことが重要です。

### (2) 健康チェック

- ① マスクは避難者が持参することを基本とし、持参してこなかった方には、受付に用意して配布します。
- ② 体温計も避難者が持参することを基本とし、持参してこなかった方には、避難所の体温計で検温します。非接触型の体温計が望ましいですが、接触型

の検温器を利用する場合は毎回消毒を実施します。検温は受付混雑の要因となるため、別室などでの対応が望ましいです。

### (3) 避難者の受付

- ① 避難者カードから、避難者一覧表の作成を行います。
- ② 濃厚接触者、発熱や咳などの症状がある方など、専用スペースに滞在する避難者についても、感染対策として、避難者一覧表に記録します。
- ③ 避難者人数に加えて、咳や発熱などの症状のある方・濃厚接触者の人数や状況についても、避難所運営リーダーを通じて災害対策本部に定期報告をします。
- ④ 受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であるということを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に人権配慮・プライバシー意識を徹底させてください。

## 3 感染症対策に配慮した生活ルール

受付後、避難所での避難者滞在が始まりますが、共同生活である避難所では、生活ルールを決めることが重要です。

感染症防止のため、決めた方がよいルールには、次のようなものがあります。

- ① 常時マスク着用。手指の消毒の徹底。なお、気温が高い場合は、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分補給すること。
- ② 人と人の間隔は、できるだけ2m、最低1m空けることを意識して過ごすこと。
- ③ 毎日の体温・体調確認。
- ④ トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
- ⑤ 掃除当番（トイレ清掃等）。
- ⑥ ゴミは各家庭で密閉して廃棄。
- ⑦ 靴はビニール袋に入れて各自で保管。
- ⑧ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底。
- ⑨ ルールを決めたら、掲示板などに張り出すなど、ルールの周知徹底に努めてください。

## 4 情報の受発信

### (1) 情報収集手段の確保

- ① 避難所では、情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得・通信手段を確保します。
- ② 電話、ラジオ、テレビ、パソコン、携帯電話の充電器などが共用物として設置されていることが多いですが、その際、感染症対策として、それらの共有物について、消毒液をそばに設置し、定期的な清掃・消毒や、順番での利用など密にならない生活ルール作りを行ってください。

## (2) 避難所内での情報共有

- ① 地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供し、共有するため、避難所においては、通常、避難者向けの情報掲示板が設置されます。感染症対策としては、養生テープで掲示板周りエリアを囲って、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど、掲示板周辺が密にならない工夫をしてください。
- ② 災害情報のみならず、感染症情報等についても最新の情報提供に努めてください。新型コロナウイルス感染症について被災者は大変心配していることが想定されるので、丁寧かつ最新の情報提供を心掛けてください。

## 5 食料・物資管理

### (1) 感染症に配慮した食料配布

- ① ケータリングの場合は、手配の手順を確認します。
- ② 調理する場合、調理スタッフは、マスクに加えて、衛生手袋を着用し、作業台や配膳箱などを事前に消毒します。
- ③ 配食に際しては、一人分ずつ容器に盛り付け、輪ゴムをし、割りばしを添えてセットし、配食します。
- ④ 容器や食器は使い捨てを推奨します。使い捨て食器が十分調達できない場合は、食器をラッピングするなどの工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用を行います。
- ⑤ 食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄することを生活ルールとして定めてください。
- ⑥ 配食場所にクリアフェンスを設置し、受取りを順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をしてください。
- ⑦ 避難者が食事の前の手指の消毒を容易にできるようにします。
- ⑧ 食事スペースを設置している場合、密にならないよう、時間をずらす、いすの配置を互い違いにするなどの工夫をします。
- ⑨ 発熱、咳などの症状がある方や濃厚接触者については、専用スペースに差し入れます。手渡しではなく、置いて渡してください。
- ⑩ 車両避難者や在宅避難者への配布方法についても検討することが必要です。
- ⑪ 食後の食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、担当者が回収するようにします。
- ⑫ 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒してください。

### (2) 感染症に配慮した物資配布

- ① 物資の配布の際にも、密にならない工夫をします。
- ② 2m間隔で養生テープで印をつけるなど、動線を明示し、避難者を誘導します。
- ③ 物資を配布する前後に机の消毒を徹底します。
- ④ 配布スタッフはマスク、手袋などのPPEを着用し、手指の消毒を徹底してください。

## 6 トイレ・浴室の感染症対策

### (1) トイレ

- ① 感染症対策としては、手指の消毒などを行うスペースをトイレの近辺に確保しているか確認します。
- ② 定期的にトイレの換気が必要であり、掃除や消毒もこまめに行います。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回以上の複数回の掃除・消毒が望ましいです。
- ③ トイレサンダル、ペーパーなどの備品について確認します。
- ④ 発熱者などの専用トイレ、濃厚接触者の専用トイレは一般のトイレと別にそれぞれ設置します。発熱者などの専用トイレと濃厚接触者の専用トイレとを別々に設置することが難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行います。ただし、健康な方向けの一般トイレとの兼用は避けてください。
- ⑤ 一般避難者についても、トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使うことを推奨します。特に、男性、女性、高齢者、車いすの利用者などについて、別のトイレを設置することを推奨します。
- ⑥ 順番待ちなどのために、トイレの前で密にならないようなルールづくりを工夫してください。

### (2) 浴室

- ① シャワー・浴室がある場合には、手すりなど手がよく触れる場所の消毒、湯舟や洗い場の清掃を徹底します。
- ② 発熱者などの専用シャワー・浴室、濃厚接触者の専用シャワー・浴室を一般の方のシャワー・浴室と別にそれぞれ設置します。発熱者などの専用シャワー・浴室と濃厚接触者の専用シャワー・浴室を別々に設置することが難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行ってください。ただし、健康な方向けの一般シャワー・浴室との兼用は避けてください。どうしても兼用が避けられない場合は、感染のおそれがある方を最後にするなど、順番制を工夫し、密にならない生活ルールづくりが必要です。
- ③ そのほか、健康な避難者であっても、集団では入らないなど、密にならない生活ルールを定めてください。

## 7 環境改善

### (1) 感染症に配慮したゴミの分別・集積・処分

- ① 感染症対策として、普通廃棄物と感染性廃棄物は分けてください。
- ② 使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いモノについては、感染性廃棄物として、特に慎重に扱います。
- ③ 感染性廃棄物については、注意事項を明示するなど、取扱方法に配慮が必要です。

### (2) 避難所の掃除・整理整頓

- ① 避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や寝具などの整理整頓が行われるよう、衛生管理に努めることが重要です。
- ② 避難所は定期的に換気を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒します。
- ③ 共用スペース、居住スペース、トイレなど避難所内の掃除のみならず、出入口、ゴミ置き場など避難所周辺エリアの掃除も実施します。
- ④ 共用スペースや避難所周辺エリアの掃除は、避難者が交代制で行うことや、定期的実施するように工夫してください。
- ⑤ 居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回、定時に掃除時間などを設定し、実施するように生活ルールを定めます。
- ⑥ 寝具などの整理整頓も心掛けるよう、注意喚起します。

### (3) 消毒

- ① 消毒については訓練を行い、消毒方法について習熟しておくことが必要です。
- ② 消毒用エタノールは無水エタノール8対水2の割合で調製します。
- ③ 消毒用エタノールが入手困難な場合は、次亜鉛素酸ナトリウムを利用します。市販品に多い5%次亜塩素酸を水で薄めて0.05%にします。
- ④ 調製する際には換気を忘れないでください。また、安全のため、長時間にわたる作り置きは厳禁です。
- ⑤ 消毒後には水ふきをしてください。

## 8 健康管理

### (1) 毎日の健康管理

- ① 定期的な換気などの環境改善、手洗いなどの徹底などの生活ルールづくりなどを基本としつつ、加えて、避難者による毎日の体温、体調のチェック、運営スタッフによる状況確認などを徹底します。
- ② ソーシャル・ディスタンスの維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることも懸念されます。電話やSNSなどを活用しつつ、心のケアへの配慮が必要です。
- ③ いわゆるエコノミークラス症候群の予防に配慮し、定期的な軽い運動を推奨してください。

### (2) 濃厚接触者や発熱者等への対応

- ① 発熱・咳などの症状のある方や濃厚接触者が来所した場合又は避難所で熱などを発症した場合の対応を事前に決めておきます。濃厚接触者や発熱、咳などの症状のある方に対応する際には、専用スペースにて対応となります。
- ② 専用スペースのスタッフは専任とし、マスク、使い捨て手袋、目の防護具を適切に選択し、着用してください。
- ③ 保健師・看護師・医師などの巡回による問診や応急手当を行い、結果を避難所運営リーダーへ報告します。それと同時に、保健所や都道府県の保健福祉部局へ連絡・相談します。そして、保健福祉部局の指示のもと、移送先への案内や移送の補助を行います。



- ④ 事前に、保健福祉部局と連携し、どこへ避難者を移送するかを検討しておくことが重要です。
- ⑤ 避難者の体調急変時や、新型コロナウイルス感染が避難所にて又は退所後すぐに確認された時には、保健所と連携し、行うべきことを確認します。また、本人及び家族などの関係者からその方の行動履歴を聴取します。このような局面では、保健福祉部局や保健所との連携がきわめて重要ですので、予め、連携方法や連携に際しての課題などについて検討しておいてください。

## 9 その他

### (1) 車中泊者への対応

- ① 駐車スペースがある避難所では、ペット同伴やプライバシー確保など様々な理由により車中泊を選択される避難者がいます。感染症が拡大している場合には、車中泊を選択する方が増えることが懸念されます。このような車中泊の方に対しては、保健師などが定期的に巡回することが必要です。
- ② 夜間の安全確保にも注意してください。
- ③ 物資や食料についても、周知や配布をどのように行うか、予め検討しておきます。
- ④ 感染症対策としては、受付の際に車と車の間のスペースを十分とるようご案内し、車両ナンバーと乗車されている方を把握します。
- ⑤ 可能であれば、密を避けるため、受付場所を避難所内への入所者とは分けることを推奨します。

### (2) 二次避難

感染症リスクを下げるため、避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な方を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設などに二次避難していただくことが望ましい大事なポイントとなります。

## 新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために

参考：新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（統合幕僚監部）

### 1 感染対策

- (1) 手指や生活用品の消毒には消毒薬、界面活性剤（石鹸など）が有効
- (2) マスク、咳エチケット、3密を避けること
- (3) ソーシャルディスタンスの徹底が必要
- (4) 十分な食事と休息の着意が必要
- (5) 感染者等の隔離
- (6) 状況に応じた適切な防護の実施
- (7) 定期的な換気

### 2 消毒について

#### (1) 消毒用エタノール

- ① 使用可能  
手指など、服など物全般、壁など環境 etc…
- ② 使用不可  
傷口や眼球、粘膜、革製品 etc…
- ③ 効果  
殆どの細菌、インフルエンザウイルス、コロナウイルス etc…
- ④ 調整方法  
手指・物の消毒用に、無水エタノール：水＝8：2

#### (2) 次亜塩素酸ナトリウム

- ① 使用可能  
衣服など物全般、壁などの環境 etc…
- ② 使用不可  
人体には×、金属△
- ③ 効果  
殆どの細菌、ノロウイルス、コロナウイルス etc…
- ④ 調整方法  
ア 5%の次亜塩素酸（※市販に多い）なら、5cc入れてから水で500ccに薄める。

イ 1%の次亜塩素酸なら、25cc入れてから水で500ccに薄める。

⑤ 注意

ア ドアノブ、手すり、受話器、パソコンなどの共用する場所を、手袋をして拭き取る。

イ 拭いた後に水拭きをする（特に金属）。

ウ 水以外の液体と混ぜないこと。

エ 換気を忘れずに。

オ 物の消毒に極めて有効。

### 3 ゾーニングの基礎

#### (1) ゾーニングとは

一定のエリアを、非清潔区域と清潔区域に分類すること。

① 非清潔区域

帰国者・陽性患が立入る場所又は使用した物が置いてある場所

② 清潔区域

①（非清潔区域）以外の場所

③ 必要性

ゾーニングに基づいた適切な動線管理や物品の管理を行うことで、感染予防なる。

④ 境界線

テープや衝立、表示板などでわかりやすく明示する。

区分けが困難な場合は、行動統制により処置する。

#### (2) その他

① 各階のエレベータ前に、アルコール設置（特に、エレベータのスイッチ）

② 入口のドア、客室内窓を頻繁に開放（換気）（最低でも1時間に5～10分）

③ 作業前、後には手指の消毒

④ ガウン等のゴミは溜めない（ゴミ袋は2重に）

⑤ 清潔と非清潔部の動線を交差させない

ア ゾーニング 汚染を清潔区域に持ち込まない

イ 動線確保 汚染を広げない

### 4 手袋・マスク等の着脱

#### (1) 手袋・マスクを脱ぐ

① 手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。

② 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。

③ 感染性廃棄物入れには距離を保って捨てる。

④ マスクを脱ぐ前に手指消毒する。

⑤ マスクのゴム部分をもって外す。マスク本体（不潔扱い）には触れないよう注意する。

⑥ 手袋と同様に距離を保って捨てる。

(2) ガウン等を着る

- ① 手袋・マスク・ガウン手指消毒用アルコール・感染性廃棄物入れ（ビニール袋）を用意する。
- ② 手指消毒実施。最後までプッシュし、たっぷりのアルコールで揉みこむ。
- ③-1 ガウンを着る。
- ③-2 介助者に後ろを留めてもらう。（首元のマジックテープ）
- ③-3 後ろのひもを同様に結んでもらう。
- ④-1 マスクを装着する。
- ④-2 マスクを鼻の形に合わせてフィットさせる。
- ⑤-1 手袋を装着する。
- ⑤-2 ガウンの袖が手袋下になるようにする。

(3) ガウン等を脱ぐ

（介助者がいる場合）

- ① 手指消毒をする。
- ② 介助者に首元のマジックテープをはずしてもらう。
- ③-1 介助者はガウンの外側をつかんで脱がせる。
- ③-2 介助者は内側（清潔部分）に触れないよう注意する。

（介助者がいない場合）

- ① 手指消毒をする。
- ②' ガウンの後ろ（マジックテープ、紐）をはずす。首に触れないようする。
- ③' ガウンの外側をつかんで引っ張りながら脱ぐ。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力をお願いします！

### 避難所での過ごし方

- 隣の人とは、2 m以上離れて過ごしましょう。  
“ソーシャルディスタンス”
- マスクを着用しましょう。  
※ 屋外では、熱中症防止に気をつけ着用しましょう。
- ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い消毒を徹底しましょう。
- 毎日、体温調チェックをしましょう。  
※ 発熱や体調が悪くなったら、救護部に連絡を。
- 食事時も密を避けましょう。
- ごみは、各家庭でまとめ、空気を抜いた上でしっかりと口を閉じましょう。

### 避難所運営へのお願い

- 換気のため30分おきに窓や扉を全開します。
- 共有部分の消毒、トイレ清掃は毎日実施します。
- 外部の面会者の避難所内への入室はできません。  
※ 避難所外をお願いします。

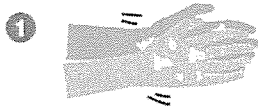
# ！ 感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ① 手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ② 咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② コムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

# ！手洗い

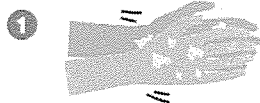
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。  
外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

## 正しい手の洗い方

手洗いの  
前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのぼすようにこすります。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗いします。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



## 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。

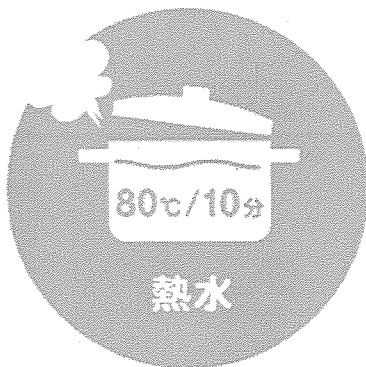


手洗いを丁寧に行うことで、  
十分にウイルスを除去できます。  
さらにアルコール消毒液を  
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(資料次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、  
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に  
10分間さらすと消毒ができます。  
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、  
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。  
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、  
取り扱いは十分注意が必要です。  
※必ず製品の注意事項をご確認ください。  
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる  
「家庭用洗剤」を使って  
消毒ができます。

NITE ウェブサイトで  
製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

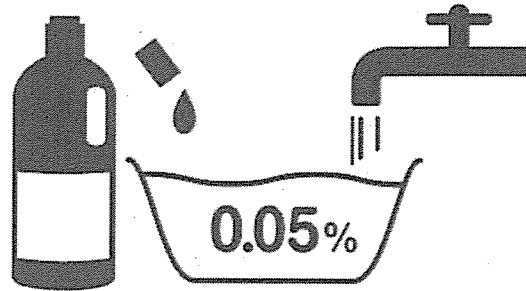
[こちらをクリック](#)





参考

## 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



## 【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) <sup>※</sup> ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)

感染症対策へのご協力をおねがいします

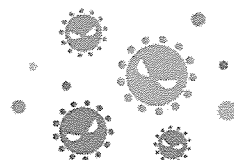
# 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

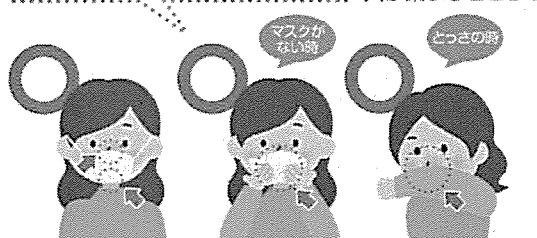
くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

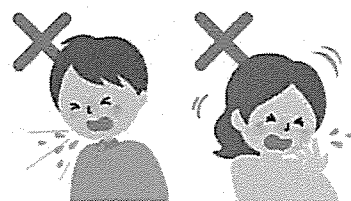


## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う)    ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う    袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする    咳やくしゃみを手でさえる

## 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う    ② ゴムひもを耳にかける    ③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



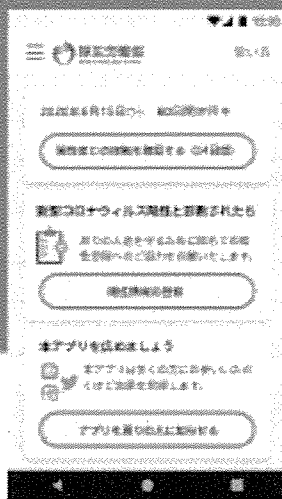
新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

# 厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



\* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにはわかりません
- ※端末の中のみで接触の履歴（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に削除となります
- ※運送先、職業情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると履歴を記録しません

iPhoneの方はこちら

Androidの方はこちら

詳しくはこちら



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室

## 新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向け Q & A

### 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発されています。

### 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

### 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

### 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

### 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはないです。記録することはありません。

### 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

### 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

### 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

### 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

### 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

### 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面上に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

### 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

# 京都府 新型コロナウイルス緊急連絡サービス

スマートフォンアプリ

## 「こことろ」ご利用のお願い

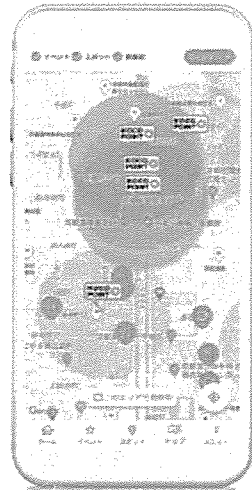
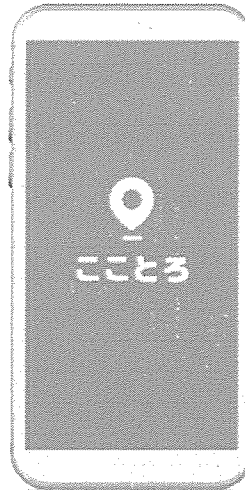
府内の施設（店舗）・イベントを利用される際、アプリ上でチェックインいただくことで、同じ日に施設等を利用した方の感染が判明した場合やクラスターの発生が確認された場合などに、京都府から注意喚起の連絡を受けることができるサービスです。



App Store  
からダウンロード



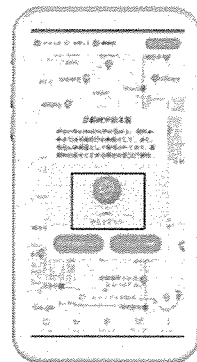
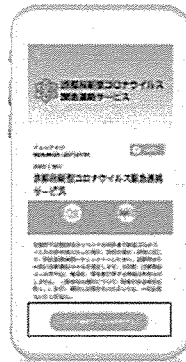
Google Play  
でダウンロード



### ご利用方法

- 1 アプリ下部の「イベント」から「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス」を選択
- 2 「緊急連絡サービスを利用する」を選択
- 3 「マップ」を選択し、右下の現在地マークをタップ
- 4 「このエリアで再検索」を選択すると現在地周辺の登録施設が表示されます
- 5 今いる施設を選択してチェックイン（初回のみメールアドレスの登録が必要です）

チェックインした日と同じ日に同じ施設等を利用された方が感染者と判明した場合などに登録いただいたアドレスあてに注意喚起メールをお送りします。



### 注意事項

- (1) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービスでは、ご登録いただいた利用日時とメールアドレス以外の情報（氏名、住所、位置情報等）は収集いたしません。
- (2) 新型コロナウイルス感染者と同じ日に同じ施設等を利用し、接触の疑いがあることが判明した場合、お知らせメールをお送りいたしますが施設名は記載いたしません。また、個別にお問い合わせいただいてもお答えいたしません。ただし、クラスターが発生した際は、施設名を開示する場合があります。
- (3) 注意喚起メールが届いた場合には、メール文章に従い、ご対応をお願いします。発熱や咳などの症状が現れた際にはメール文章に記載の窓口までご相談ください。
- (4) ご登録いただいた情報については、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）の事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- (5) 本システムの利用に際して、京都府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。
- (6) 事前に受信拒否や指定受信等、迷惑メール対策の設定を確認してください。ドメイン指定受信される場合は「@kokotoko.jp」「@pref.lyotag.jp」を受信できるように設定してください。



### 避難所感染症対策のチェックリスト

避難所名	記入者	連絡先
	チェック項目	備考
環境	ライフラインの確保ができています	ガス・電気・水道・電話
	床掃除ができています	( )回/日 チェック体制：有・無
	共有部分(特にトイレや洗面場所など水回り)の清掃・消毒ができています	( )回/日 チェック体制：有・無 トイレ：仮設・常設・水洗・汲取り
	ドアノブや手すり等の多くの人が触れる場所の消毒ができています	
	避難所の出入口や各部屋の出入口に手指消毒用アルコールを配置しています	
	トイレや手洗い場に、液体せっけん、ペーパータオルを配置しています	
	固形石けん、布タオルの共有をしていない	
	ハエや蚊の対策を十分にしている	
	換気をしている	常時・( )分毎
	温度・湿度に配慮している	
	有症状者等が滞在する個室等を設けている	個室・隔離スペース
	有症状者等専用のトイレや出入口を設けている	
	ゴミの管理が適正にできています	
食べ物の管理が適正にできています	賞味期限の確認→期限切れ廃棄	
物品	手洗い用液体石けん	
	ペーパータオル	
	手指消毒用アルコール	
	ウェットティッシュ・除菌シート	
	マスク	
	体温計	
	次亜塩素酸ナトリウム	
	長袖ガウン	
	フェイスシールド	
	ゴミ袋	
	使い捨て手袋	
	吐物処理セット・処理手順説明書	
	啓発掲示	手洗い、うがいの励行を呼びかけている
咳エチケットの実施を呼びかけている		
マスクの着用を呼びかけている		
早めの受診を勧めている		
土等で汚れた傷を放置せず、医療機関に紹介する		
環境整備・清掃・消毒を呼びかけている		
吐物処理について(嘔吐した際は申告し、避難所スタッフが処理対応する)		
体調がすぐれない場合に申し出るよう呼びかけている		
情報収集	避難者一覧表の登録を確実にやっている	
	避難者の受付時に体温測定、健康チェックを実施している	
	定期的に、避難者の体温測定、健康チェックを実施している	( )回/日
	避難者の健康管理の実施状況を災害対策本部に報告している	
	医療機関の受診結果の報告を求めている	
その他	下痢、嘔吐、発熱患者が同時期に複数の避難者に発生した場合には、災害対策本部及び保健所に連絡する	
引継事項	不足物品、要準備の掲示物・物品等( )	

# 避難者カード

		避難所名		受付番号										
		記入年月日												
ふりがな				携帯電話番号 (なければ自宅)										
世帯代表者名														
連絡方法		メール、LINE 等												
住民票の住所		市 町村												
自宅 種類	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸		家屋状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水										
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			<input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止										
		居住可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可										
車	車種: ナンバー: 色: 駐場所:		ペットの 同伴	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合動物飼育者リストへも記入										
	避難の状況 (複数回答可)			<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> 帰宅困難 <input type="checkbox"/> 屋外テント (滞在区画) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
家族 の 状 況	氏名 (体温)		性別	年齢	配慮が必要な事項 (✓を記入したものは、下部に詳細を記入)					ア レ ル ギ ー	服 薬	そ の 他		
					妊 産 婦	要 介 護	心身の状況							
	世帯代表者 ( °C )		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	( °C )		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	( °C )		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	( °C )		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	( °C )		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
✓を入れたものの詳細記入欄				<input type="checkbox"/> 紙おむつが必要 <input type="checkbox"/> 感染者との濃厚接触あり										
避難所運営に協力できること (資格・特技)														
親族等からの 安否確認への回答		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。										
退所時 記入欄	退所年月日		年 月 日		連絡先									
	退所後住所		都道 府県		市区 町村									

本調査票に記載した情報を避難所の管理者、当該地方自治体の災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等において共有することに同意します。

氏名 (世帯主又は代表者) 署名

### 避難者一覧表

番号	避難者受付番号 カード	氏名	体温	避難の状況※	住所	性別	年齢	要配慮者					安否非公開※	入所日	退所日
								要オムツ		負傷者	アレルギー	その他			
								成人	乳幼児						
1			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
10			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
11			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
12			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
13			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
14			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
15			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
16			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
17			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
18			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
19			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
20			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
21			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
22			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
23			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
24			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
25			℃				歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※地区連絡所班は、避難者カードを取りまとめ、この一覧表作成します。  
 ※避難の状況は記号で記入します。（避：避難所、在：在宅避難者、車：車中泊、テ：テント、掃：掃宅困難者、他：その他）  
 ※親族等からの安否確認への回答について「不可」の場合には、✓を記入します。



「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
- 3 物資・食料の配布は、各組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- 4 物資・食料の配布時に、密集状態にならないよう十分に間隔を開けて並んでください。
- 5 物資などの配布は、原則毎日\_\_\_\_\_時頃に、場所は\_\_\_\_\_で食糧部が配布しますので、秩序を持って部員の指示に従い受け取ってください。
- 6 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送、掲示などでお伝えします。
- 7 感染症予防の観点から物資・食料の配布時は、直接手渡しはせず、机の上に並べているものから必要な数を取ってください。
- 8 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資窓口に申し込んでください。在庫がある場合はその場でお渡ししますが、在庫が無い場合は災害対策本部事務局へ要請します。入荷状況については後日窓口で確認してください。



## ボランティア活動時の注意事項等

ボランティアの皆さまへ

城陽市災害対策本部  
避難所運営委員会

このたびはボランティア活動に参加いただき、ありがとうございます。  
皆さまに、安全でまた気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、活動の際の留意点としてご確認いただきますようお願いいたします。

- 1 ボランティア保険への加入はお済みですか？  
ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合は、ボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。  
※ ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）があります。また、大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。
- 2 ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札等の「ボランティア証」を身に付けてください。
- 3 グループで仕事ををお願いする場合には、グループ内でリーダーを決めていただき、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。
- 4 ボランティアの皆さまには、危険な活動はお願いしませんが、疑問等があれば、作業に取りかかる前にボランティアセンター等にご相談ください。
- 5 体調の変化や健康管理等は、皆さん各自でご注意の上、決して無理をしないようにお願いします。
- 6 被災者の気持ちやプライバシーには十分配慮し、マナーのある行動や発言・言葉づかいに心がけましょう。
- 7 感染症発生防止のため、避難所で活動を行う場合には、事前に体温測定と健康チェックを行ってください。（発熱や症状のある方は受入れできません）
- 8 感染症発生防止のため、避難所ではマスクを着用し、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底にご協力ください。
- 9 その他  
（その他の留意すべき事項がある場合には記載します。）

### ボランティア活動時の服装・持参品等

- 動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、革手袋、防塵マスク
- 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
- 感染症予防資機材（マスク、手指消毒用アルコール、手袋、ガウン等）、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等）、タオル、ティッシュ、保険証のコピー、小銭、地図、筆記用具、メモ帳

※ 災害の種類・季節等により、必要なものを修正してからこの様式を使用します。

ひなんしょ こ かた  
避難所に来られた方へ

ねん がつ にち  
年 月 日

ひなんしゃ けんこうとう  
避難者の健康等チェックシート

しんがた かんせんかくだいぼうしたいさく ひなんうけつけ  
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、避難受付に  
けんこう おこな きょうりよく ねが  
併せて健康チェックを行っています。ご協力をお願いいた  
たします。

し めい ねん れい さい  
氏 名 ( ) 年 齢 ( 歳)  
たい おん そくていじこく じ ふん  
体 温 ( . °C) 測定時刻 ( 時 分)

けんこう  
◎健康チェック

チェック項目	回答
① 発熱や熱っぽさがありますか？	はい・いいえ
② 咳や喉の痛み、くしゃみ等の風邪症状がありますか？	はい・いいえ
③ 体のだるさ、体の痛み等の不調がありますか？	はい・いいえ
④ 吐き気、嘔吐や下痢等の症状がありますか？	はい・いいえ
⑤ 味やにおいが感じにくいことがありますか？	はい・いいえ
⑥ 直近2週間で新型コロナウイルス等の感染症が流行している地域に訪れたことがありますか？	はい・いいえ
⑦ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者または自宅待機者ですか？	はい・いいえ
⑧ その他、体のことで気になることがあれば記入してください。 (回答)	

新型コロナウイルス感染症防止に係る体調チェック表

ふりがな 氏名	居住区	その他（基礎疾患、服薬の有無等）															
		/ ( )			/ ( )			/ ( )			/ ( )						
確認日		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	
体温		°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	
①息が荒くなった		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
②急に息苦しくなった		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③少し動くと息が上がる		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④胸の痛みがある		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤横になれない・座らないと息ができない		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑥胃で息をしている・ゼーゼーしている		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
味覚・臭覚	味や臭いを感じられない	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
喀痰・咳嗽	咳や痰がひどくなった	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
倦怠感	起きているのがつらい	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
嘔気・嘔吐	嘔吐や吐き気が続いている	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
下痢	下痢が続いている	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
その他	その他の症状	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	例) 半日以上尿が出ていない、鼻水・鼻づまり、のどの痛み、結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、けいれん、その他の気になる症状	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )	( 具体的症状 )

### 避難者の健康状況調査シート

年 月 日 時 分

避難所名

	うち5歳未満	名
避難者数	65歳以上	名

記入者氏名

症状	5歳未満	5歳から 65歳未満	65歳以上
①発熱	人	人	人
②咳、喉の痛み、くしゃみ	人	人	人
③倦怠感、体の痛み	人	人	人
④吐き気、嘔吐、下痢	人	人	人
⑤味覚や嗅覚の異常	人	人	人
⑥流行地への渡航歴	人	人	人
⑦その他の症状	人	人	人

避難者の方々健康状態を把握することにより、感染症まん延をいち早く察知し、大流行を食い止めることにつながります。

毎日、上記のような症状の有無を確認し、人数を記入します。

上記のような症状がある避難者については、避難所内で健康な方とは別室に避難していただき、医療機関の受診を勧めます。

また、上記のような症状がある避難者多数いる場合には、城陽市災害対策本部へ相談します。

避難所状況報告書（初動期用）

災害対策本部事務局：FAX0774-666-6818 TEL0774-56-4100

避難所名	開設日時	年	月	日	避難種別	準備情報・勧告・指示 自主避難	閉鎖日時	年	月	日
送信者名	第1報（参集後すぐ）		第2報（3時間後）		第3報（6時間後・閉鎖時）					
災害対策本部事務局 受信者										
報告日時										
受信手段										
受信先番号										
人数										
世帯										
傷病者										
周辺状況	建物安全確認									
	人命救助									
	火災									
	ライフライン									
緊急を要する事項 （具体的に箇条書き）										
参集した 市担当者										
参集した 施設管理者										

## 様式20-1 留意事項

### 0 全体

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

### 1 第1報

(1) 市担当者は、避難所に到着したら速やか第1報を災害対策本部事務局告する。

(2) 「受信手段」は、避難所で可能な方法を選択して○印付けること。

(3) 避難所から、FAXや電話により災害対策本部事務局連絡できないとは伝令する。

(4) 地域の周辺状況うち「火災」は、避難所管内を記入し、その他の周辺地域の情報は、「緊急を要する事態」欄に発生地区名、状況を記入する。

(5) 「人命救助」の要否については、「人命救助」の要否については、何カ所、何人くらいの救助の必要があるのか記入すること。

(6) 「停電」、「断水」等の被害については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。

(7) 「世帯数」は、避難者カードが世帯ごとに作成されるのでその枚数により回答することも可能。

(8) 「傷病者」は、災害による怪我等の外傷、発熱や咳症状、嘔吐や下痢など体調不良を訴える者の有無及び人数を記載する。

### 2 第2報

(1) 市担当者は、災害発生後おおむね3時間以内に第2報を災害対策本部事務局に報告する。

(2) 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについて、「緊急を要する事項」の欄に記入し、報告する。

(3) 「人的被害」の状況についても記入する。

### 3 第3報

(1) 市担当者は災害発生後おおむね6時間以内に第3報を災害対策本部事務局に報告する。

(2) 報告内容は、第2と同様する。

(3) 避難所を閉鎖した場合には、「閉鎖日時」欄を記入し、この様式より速やかに災害対策本部事務局に報告する。



### 避難所状況報告書（第 報）

避難所名		施設管理者		職 氏名	
送信者所属氏名		災害対策本部受信者名			
報告日時	月 日 時 分	避難所	FAX	TEL	
世帯数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)		
内 訳	避難者	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	在宅避難	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	帰宅避難	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	合計	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
人数	現在数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)		
内 訳	避難者	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
	在宅避難	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
	帰宅避難	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
	合計	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
(再)傷病者	(※) 人	(※) 人	(※) 人		
運 営 状 況	組	<input type="checkbox"/> 編成済み <input type="checkbox"/> 未編成	地 域 状 況	土砂崩れ	<input type="checkbox"/> 未発見 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 警戒中
	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 未編成		ライフライン	<input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 電話不通
	活動班	<input type="checkbox"/> 編成済み <input type="checkbox"/> 未編成		道路状況	<input type="checkbox"/> 通行可 <input type="checkbox"/> 渋滞 <input type="checkbox"/> 片側通行 <input type="checkbox"/> 通行不可
避難所 対応人数	市職員数	ボランティア	その他人数	合計	
	人	人	人	人	
避難所運営委員会		代表		FAX	
		連絡先	TEL		
		対応状況		今後の要求、展開	
連 絡 事 項	総務部				
	情報広報部				
	管理部				
	保健衛生部				
	救護部				
	食糧部				
	物資部				
	ボランティア部				
	市担当者				
施設管理者					
対応すべき事項、予見される事項（水・食料の過不足、物資の過不足、風等の発生状況、避難所の生活環境等）					

※ 内訳欄の（ ）内には屋外避難者、車中避難者等を記入すること。

## 様式20-2 留意事項

### 1 報告方法

- (1) 毎日定時に、災害対策本部事務局に報告すること。
- (2) 避難所開設から第3報（6時間後）までは、「避難所状況報告書（初動期用）」により報告すること。

### 2 記入方法

- (1) 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策等を記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。
- (2) 物資と食料については、別紙様式を使用する。

### 3 用語の定義

- (1) 避難者 自宅に住めなくなり、避難所で生活している者
- (2) 在宅避難者 自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給などを受ける者
- (3) 帰宅困難者 出張や旅行等で交通機関が不通のため帰宅できなくなった者
- (4) 傷病者 災害による怪我等の外傷、発熱や咳症状、嘔吐や下痢などの体調不良を訴える者

### 4 その他

この報告用紙は、保管する。

## 取材に来られた方への注意事項

避難所内で取材を行う場合には、以下の点に注意して下さい。

城陽市災害対策本部  
避難所運営委員会

- 1 取材等を行う前に、必ず受付へ申し出て下さい。
  - ・取材内容の確認と受付用紙の記入をしてください。
- 2 避難所の感染症発生の防止にご協力ください。
  - ・不要不急の取材等は自粛していただきますようお願いいたします。
  - ・避難所に入る方は体温測定と健康チェックを行ってください。
  - ・避難所に入る人数は、最低限の人数に留めてください。
  - ・避難所では必ずマスクを着用し、出入口で手指消毒を行ってください。
- 3 避難所のプライバシーの保護にご協力ください。
  - ・避難所では、運営責任者およびスタッフの指示に従ってください。
  - ・居住区域や立ち入り禁止区域での取材はできません。
  - ・避難所の撮影や、避難者にインタビューする場合は、必ず運営責任者と取材対象者の許可を取ってください。
- 4 避難所では「名札」や「腕章」などを付け、所属を明らかにしてください。
- 5 お帰りの際にも、必ず受付へお立ち寄りください。
  - ・取材が終わった旨を届け出て下さい。
  - ・取材に関する事は、下記へお問い合わせください。

城陽市災害対策本部事務局：0774-56-4100

## 健康・保健衛生上の注意事項

### 1 生活・衛生環境

- (1) 清掃や換気をこまめに行いましょう。
- (2) ごみの分別を徹底しましょう。
- (3) ごみは生活区域から離れた場所に置き、廃棄場所を決めて集積しましょう。
- (4) トイレの清掃・消毒は定期的に行い、衛生管理に注意を払いましょう。
- (5) 手洗い・うがいを励行しましょう。
- (6) 体操に参加するなどして体を動かしましょう。
- (7) 見守りや声かけをして、お互いに疲労の軽減や心のケアに努めましょう。
- (8) 健康面や精神面で心配事があれば、医師や保健師の巡回時に相談しましょう。
- (9) エコノミークラス症候群に注意！

エコノミークラス 症候群（深部静脈血栓症）とは、長時間身体を動かさないことにより、ふくらはぎの血のかたまりの一部が血流に運ばれて、肺などの血管をふさいでしまう状態で、命にかかわる危険もあります。こまめに水分をとり、体操をするなど身体を動かしましょう。

### 2 食中毒・感染症予防

- (1) 手指は液体石けんと流水で洗うか、消毒用アルコール剤で消毒しましょう。
- (2) せきやくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口を覆いましょう。
- (3) 咳の出ている人や介護をする人は、必ずマスクを着用しましょう。
- (4) 食器やコップ、かみそり、歯ブラシ、タオルは共有しないようにしましょう。
- (5) 熱、咳、嘔吐、下痢のある場合は、個室で対応しましょう。
- (6) 吐しゃ物の拭き取りには、次亜塩素酸ナトリウム液（0.01%～0.1%）を使用しましょう。

### 3 要配慮者への配慮

- (1) 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などを優先して、和室や空調設備のある部屋を割り当てましょう。
- (2) トイレに行きやすい場所を福祉避難スペースとしましょう。
- (3) 人工透析・糖尿病など慢性疾患患者への食事内容に配慮しましょう。
- (4) 相談窓口を設置し、要配慮者のニーズに応えられるようにしましょう。
- (5) 小麦・そば・卵・乳・落花生・エビ・カニなどアレルギーの危険性のある食物に十分注意しましょう。
- (6) おもちゃ、絵本、文房具など子どもが安心できるものを用意しましょう。

### 4 性差によるニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所運営委員会に男性も女性も参画し、男性、女性、性的マイノリティなど多様な人々のニーズに配慮できるようにしましょう。
- (2) 着替えなどのため人目につかない場所を確保できるよう配慮しましょう。
- (3) 仮設トイレは男女別に配置しましょう。
- (4) 女性用の洗濯場や物干場を設置しましょう。
- (5) 生理用品など女性が必要とする物資の配布は、女性の担当者が担いましょう。
- (6) 夜間は避難所のパトロールを行い、子どもや女性の安全に注意しましょう。